

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年1月9日

**【四半期会計期間】** 第77期第3四半期(自平成26年9月1日至平成26年11月30日)

**【会社名】** 株式会社ケーヨー

**【英訳名】** Keiyo Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 醍醐茂夫

**【本店の所在の場所】** 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

**【電話番号】** 043(255)1111(代)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 社長室長兼財務担当 実川浩司

**【最寄りの連絡場所】** 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

**【電話番号】** 043(255)1111(代)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 社長室長兼財務担当 実川浩司

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第76期 第3四半期累計期間	第77期 第3四半期累計期間	第76期
会計期間		自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日	自 平成26年3月1日 至 平成26年11月30日	自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日
売上高	(百万円)	130,729	129,979	174,020
経常利益	(百万円)	1,886	1,681	2,581
四半期(当期)純利益	(百万円)	753	776	957
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)			
資本金	(百万円)	14,948	14,948	14,948
発行済株式総数	(株)	59,476,284	59,476,284	59,476,284
純資産額	(百万円)	37,884	38,054	37,613
総資産額	(百万円)	97,064	95,365	94,211
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	14.33	14.76	18.22
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)	6.25	6.25	12.50
自己資本比率	(%)	39.0	39.9	39.9

回次		第76期 第3四半期会計期間	第77期 第3四半期会計期間
会計期間		自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日	自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日
1株当たり四半期純損 失金額( )	(円)	0.65	5.77

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 2 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。  
 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期累計期間（平成26年3月1日～平成26年11月30日）におけるわが国経済は、円安基調による製造業を中心とした業績回復、消費税増税前の駆け込み消費などもあり国内経済活性化の兆候も見られる一方で、世界各地における政情不安や中国をはじめとする新興国経済の景気減速、国内における消費税増税後の消費の落ち込みなど景気の先行きは、不透明な状況となっております。小売業界におきましても、業態間、企業間の品揃え、価格競争も一層激しさを増している中、当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

そうした中、当社におきましては、「ふだんの暮らし総合店」づくりをさらに進め、便利な買物と安さの提供、品揃え枠の拡大に努めてまいりました。

4月の消費税率の引き上げに伴い、3月は増税前の駆け込み需要の取り込み、4月以降は増税後の反動対策に取り組んでまいりました。また、サービス面におきましては商品の取付交換サービスや不用品の無料引取りサービスなどの拡大を図ってまいりました。

販売の状況につきましては、増税前は、日用消耗品やペット用品、また、家電製品やエクステリア用品などが好調に推移いたしました。一方、増税後におきましては、増税前の駆け込み需要の反動により客数が減少し、全体的に苦戦いたしました。6月以降夏物商品は多雨等の天候不順の影響を受け、扇風機やよしずなどが不振だった中、降雨対策用品を中心とした作業用品は好調に推移いたしました。また、10月は2週連続となる週末の台風上陸により客数が減少いたしました。その後も本格的な寒さの到来の遅れにより、暖房関連用品などの冬物商品については、低調な出足となりました。一方、秋植え球根や植物苗を中心とした園芸関連商品は好調に推移いたしました。また、テレビCMで訴求した「ドイツオリジナルプレミアムチューリップ球根」、「ドイツオリジナル充電式ドリル&ドライバー」などの当社開発商品も好調に推移いたしました。

販売拠点の強化につきましては、11月に八街店（千葉県八街市）を増床オープンしたほか、千葉県4店舗、東京都5店舗、神奈川県3店舗、埼玉県1店舗、静岡県1店舗、京都府3店舗、計17店舗の全面改装を実施し、業績は概ね好調に推移しております。

こうした取り組みの結果、当第3四半期累計期間における売上高は1,299億79百万円（前年同四半期比0.6%減）、営業利益は10億62百万円（同21.5%減）、経常利益は16億81百万円（同10.9%減）、四半期純利益は7億76百万円（同3.0%増）となりました。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末の総資産は953億65百万円となり、前事業年度末に比較し11億54百万円増加いたしました。主な要因は商品11億92百万円、現金及び預金11億88百万円の増加と差入保証金5億78百万円、土地2億41百万円の減少などによるものです。

負債合計は573億10百万円となり、前事業年度末に比較し7億12百万円増加いたしました。主な要因は長期借入金90億0百万円の調達、支払手形及び買掛金24億35百万円、その他流動負債21億75百万円、未払法人税等5億65百万円の増加と、長期借入金92億82百万円の返済、社債42億75百万円の償還などによるものです。

純資産合計は380億54百万円となり、前事業年度末に比較し4億41百万円増加いたしました。その要因は四半期純利益7億76百万円の計上、評価・換算差額等3億22百万円の増加、剰余金の配当6億57百万円によるものです。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えています。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株式に対する大量取得提案又はこれに類似する行為があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。なお、当社は、当社株式等について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量取得提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株式等の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式等の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、並びにお客様、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、ふだんの暮らしをテーマに必要な用品に特化し、徹底したローコストオペレーションを構築すること等により実現されるロープライスでの商品の提供力、お客様の暮らしの多様なニーズに対応する多岐にわたる商品の提供力、お客様の暮らしのニーズに即したオリジナル商品の開発力、チェーンストア経営による利便性、お客様から支持される「ふだんの暮らし総合店」としての地域密着型ストアロイヤリティ、創業以来の企業理念や企業文化、「ふだんの暮らし総合店」の実現・発展に寄与する中で培われてきたノウハウの存在、及びこれらを共有し、かつ一丸となって発展・成長させる従業員の存在にある、と考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が不可欠です。

当社株式等の大量取得を行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては、株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社としては、かかる当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

#### 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

##### イ、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の更新

当社は、平成26年5月22日開催の第76回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の更新について承認を得ております。（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）

当社取締役会は、上記基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、次のa.又はb.に該当する当社の株式等に対する買付その他の取得もしくはこれに類似する行為又はそれらの提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続として本プランを定めました。

- a. 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- b. 当社が発行者である株式等について、公開買付けを行う者の株式等保有割合及びその特別関係者の株式等保有割合の合計が20%以上となる公開買付け

なお、本プランの詳細については、当社ホームページ (<http://www.keiyo.co.jp/>) に記載の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」（平成26年4月8日付）をご参照下さい。

#### ロ．本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランにおいては、本プランにおいて定められる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての実施、不実施、中止又は無償取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、（a）当社社外取締役、（b）当社社外監査役又は（c）社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。また、これに加えて、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたり、株主意思確認株主総会の招集を勧告した場合には株主意思確認株主総会を招集のうえ、同総会に本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議することにより株主の皆様の意思を確認することとしています。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様に適時情報を開示することによりその透明性を確保することとしています。

#### （４）研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,000,000
計	230,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年1月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	59,476,284	59,476,284	東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 100株
計	59,476,284	59,476,284		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年9月1日～ 平成26年11月30日		59,476,284		14,948		6,715

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないため、直前の基準日である平成26年8月31日現在の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成26年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,901,700		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,510,300	525,103	同上
単元未満株式	普通株式 64,284		同上
発行済株式総数	59,476,284		
総株主の議決権		525,103	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ1,300株(議決権13個)及び17株含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式が次のとおり含まれております。

自己株式 47株

【自己株式等】

平成26年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ケーヨー	千葉県千葉市若葉区 みつわ台一丁目28番1号	6,901,700		6,901,700	11.60
計		6,901,700		6,901,700	11.60

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	商品担当	開発担当	大胡 敏夫	平成26年6月16日
常務取締役	店舗運営担当	商品本部長	野口 智彦	平成26年6月16日

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成26年9月1日から平成26年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年3月1日から平成26年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、千葉第一監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.3%
売上高基準	0.2%
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	0.1%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。



## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当第3四半期会計期間 (平成26年11月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,564	2,753
受取手形及び売掛金	985	1,329
商品	33,990	35,183
その他	4,589	4,399
<b>流動資産合計</b>	<b>41,130</b>	<b>43,665</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	24,222	24,490
土地	11,521	11,279
その他	12,829	13,305
減価償却累計額	25,092	25,595
<b>有形固定資産合計</b>	<b>23,481</b>	<b>23,480</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,699</b>	<b>1,487</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	9,777	10,072
差入保証金	13,647	13,068
その他	5,049	4,158
貸倒引当金	487	481
投資損失引当金	86	86
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>27,900</b>	<b>26,732</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>53,081</b>	<b>51,700</b>
<b>資産合計</b>	<b>94,211</b>	<b>95,365</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当第3四半期会計期間 (平成26年11月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	17,841	20,277
短期借入金	5,395	5,203
1年内償還予定の社債	4,550	275
1年内返済予定の長期借入金	11,264	4,759
未払法人税等	94	660
資産除去債務	1	1
その他	3,924	6,100
流動負債合計	43,072	37,277
固定負債		
長期借入金	8,294	14,517
退職給付引当金	3,174	3,362
役員退職慰労引当金	4	4
資産除去債務	555	563
その他	1,496	1,586
固定負債合計	13,525	20,033
負債合計	56,598	57,310
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	14,948	14,948
資本剰余金	12,595	12,595
利益剰余金	12,394	12,513
自己株式	3,995	3,996
株主資本合計	35,942	36,061
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,661	1,852
繰延ヘッジ損益	9	140
評価・換算差額等合計	1,670	1,993
純資産合計	37,613	38,054
負債純資産合計	94,211	95,365

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年11月30日)
売上高	130,729	129,979
売上原価	95,276	94,659
売上総利益	35,452	35,319
販売費及び一般管理費	34,098	34,256
営業利益	1,354	1,062
営業外収益		
受取利息	118	98
受取配当金	158	186
受取賃貸料	1,068	1,007
その他	477	471
営業外収益合計	1,822	1,764
営業外費用		
支払利息	275	220
賃貸収入原価	934	859
その他	79	65
営業外費用合計	1,289	1,145
経常利益	1,886	1,681
特別利益		
固定資産売却益	7	
受取保険金		15
受取補償金	13	
特別利益合計	21	15
特別損失		
固定資産売却損	41	117
固定資産除却損	88	62
減損損失	327	166
災害による損失	48	0
その他	4	3
特別損失合計	510	350
税引前四半期純利益	1,397	1,346
法人税、住民税及び事業税	740	969
法人税等調整額	96	399
法人税等合計	644	570
四半期純利益	753	776

【注記事項】

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

保証債務

下記のとおり関係会社の銀行借入に対し、連帯保証により債務保証を行っています。

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当第3四半期会計期間 (平成26年11月30日)
茂原商業開発(株)	304百万円	201百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年11月30日)
減価償却費	1,075百万円	1,005百万円
のれんの償却額	114百万円	114百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月23日 定時株主総会	普通株式	328	6.25	平成25年2月28日	平成25年5月24日	利益剰余金
平成25年10月1日 取締役会	普通株式	328	6.25	平成25年8月31日	平成25年11月5日	利益剰余金

2 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成26年3月1日 至平成26年11月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月22日 定時株主総会	普通株式	328	6.25	平成26年2月28日	平成26年5月23日	利益剰余金
平成26年10月7日 取締役会	普通株式	328	6.25	平成26年8月31日	平成26年11月5日	利益剰余金

2 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成25年3月1日至平成25年11月30日)

当社は、ホームセンター事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自平成26年3月1日至平成26年11月30日)

当社は、ホームセンター事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	14.33円	14.76円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	753	776
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	753	776
普通株式の期中平均株式数(株)	52,576,169	52,574,710

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第77期(平成26年3月1日から平成27年2月28日まで)中間配当については、平成26年10月7日開催の取締役会において、平成26年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

中間配当金の総額	328百万円
1株当たり中間配当金	6円25銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年11月5日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年1月8日

株式会社ケーヨー  
取締役会 御中

千葉第一監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 西村勝司 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 大川健哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーヨーの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第77期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年9月1日から平成26年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年3月1日から平成26年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケーヨーの平成26年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。